

# 耕作放棄地をなくそう！

## 《荒廃農地利活用促進事業補助金制度》

### 《目的》

農業者の高齢化や後継者不足などにより、市内の荒廃農地は年々増加しているため、犬山市では、荒廃農地を再生し、耕作する農業者等を支援します。

### 《制度概要》

#### (1) 対象農地

市街化調整区域内の荒廃農地（※1）

（※1）荒廃農地とは、現に耕作がされておらず、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能な状態と判定された農地です。

#### (2) 補助対象者

対象となる荒廃農地を再生し、耕作する農業者等（※2）

（※2）貸借（利用権、中間管理機構設定）して、耕作する者が対象となります。所有者が申請する場合は、やむを得ない理由（病気等）がある場合に限ります。

#### (3) 補助金額（※3）

①重機を使用して再生活動をする場合は、6万円／10アール（※4）で、上限18万円

②重機を使用しない再生活動の場合は、5万円／10アールで上限15万円

（※3）年度中に1度までの申請となります。（※4）10アール＝1,000㎡

#### (4) その他の条件

荒廃農地の再生を実施し、その後、耕作を3年以上継続する必要があるがあります。耕作の継続が確認できない場合は、補助金の返還が必要となりますのでご注意ください。また、再生後3年間については、状況報告書の提出が必要となります。

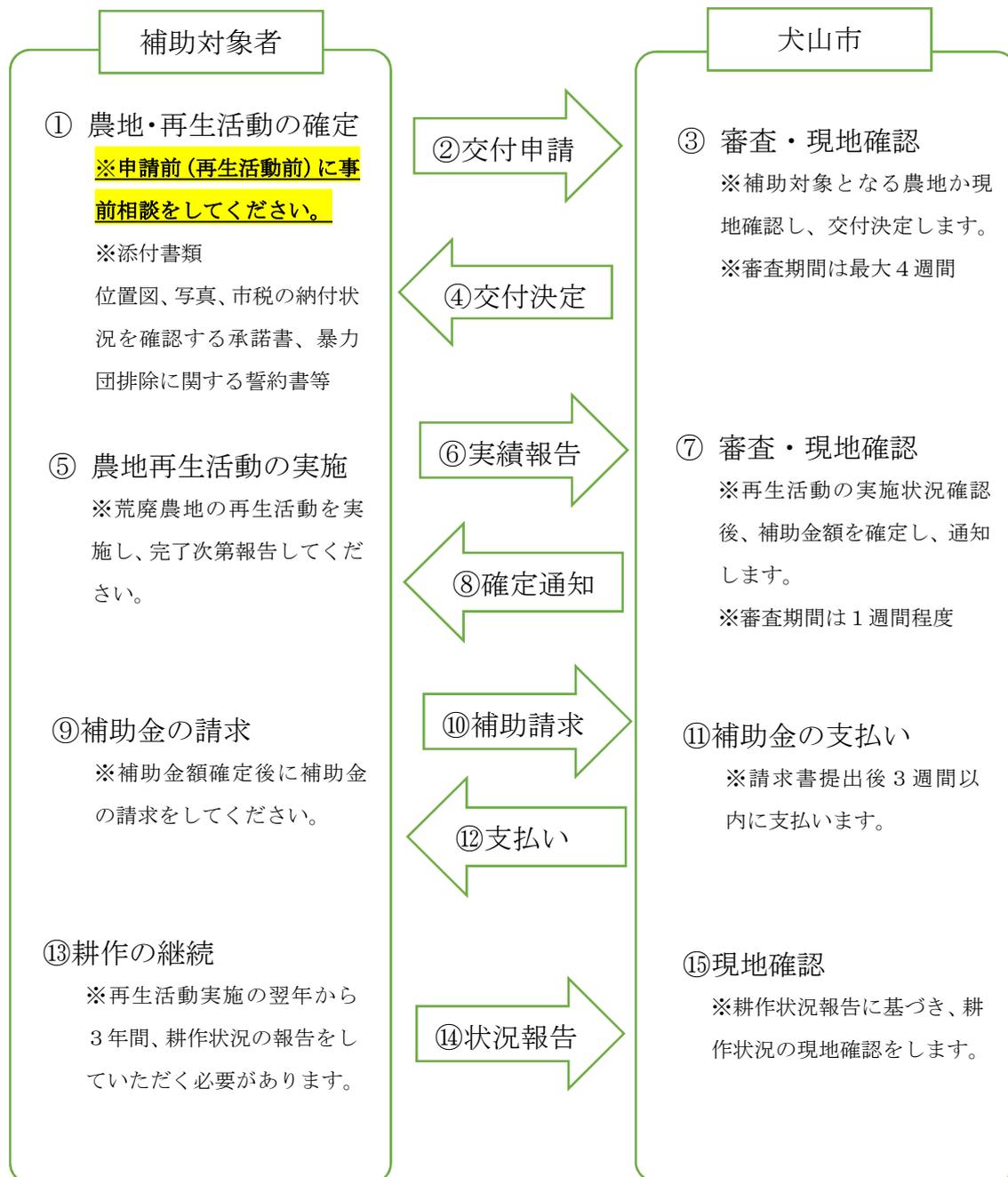
荒廃農地（再生前）



再生活動実施後の農地



## 申請手順イメージ



### ◇問合せ先

犬山市役所 経済環境部 産業課 農政担当（市役所3階）

電話 0568-44-0341（直通）

FAX 0568-44-0367

メール 040900@city.inuyama.lg.jp